

彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 28 年 4 月 6 日

彦根市教育委員会

目 次

1. 保存地区の保存に関する基本計画 ······ P. 3

(1) 方針

- ① 保存計画の目的
- ② 保存地区の名称・面積・区域
- ③ 保存地区の沿革
- ④ 保存地区の現況
- ⑤ 保存地区の町割
- ⑥ 保存地区の特徴
- ⑦ 伝統的建造物群の特性

(2) 内容

保存の内容

2. 保存地区における伝統的建造物の特定 ······ P. 9

(1) 伝統的建造物

3. 保存地区内における建築物の保存整備計画 ······ P. 9

(1) 伝統的建造物の修理

(2) 伝統的建造物以外の建築物の修景

4. 保存地区内における伝統的建造物に係る助成措置等 ······ P. 10

(1) 経費の補助

(2) 技術的支援

5. 保存地区の保存のために必要な管理施設等の整備計画 ······ P. 11

(1) 管理施設等

(2) 防災施設等

(3) 環境整備等

(4) 周辺地区との連携

平成 28 年 4 月 6 日 制 定
彦根市教育委員会告示第 10 号

彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画

彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号。以下「保存条例」という。）第 3 条の規定に基づき、河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

なお、本計画における用語の定義は、保存条例に準ずるものとする。

1. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 方針

① 保存計画の目的

この保存計画は、保存地区の先人たちから受け継がれてきた歴史的風致を住民または市民共有の財産として保存するために、住民の創意と熱意を尊重し、住民と行政が一体となり協力し合うことで、文化交流、生涯学習、情報発信を通したまちづくりを進め、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資することを目的とする。

② 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 5.0 ヘクタール

保存地区の区域：彦根市河原一丁目、河原二丁目、

河原三丁目及び芹町の各一部（別図-1）

③ 保存地区の沿革

彦根の城下町の南東部に位置する河原町、芹町は、慶長 9 年 (1604) 7 月から始まった彦根城の築城に伴う新たな城下町の建設に起源を有し、城下町の人々が集まる繁華街として栄えた伝統的なまちなみが今も残されている。

彦根の城下町は、大規模な土木工事によって計画的に造られた町である。計画当初、城下は多くの渓や沼のある湿潤な土地が広がっていた。そのため、城下町の建設にあたり、現在の安清町あたりから北上して松原内湖に注いでいた善利川を、約 2 キロメートルにわたって付け替え、琵琶湖に直流させることで一帯の排水を良くした。また、現在の尾末町にあった尾末山を全山切り崩して、周辺の低地を埋め立てたと伝えられる。こうした大土木工事により、彦根の城下町は計画的な地割が可能となった。このときに改変された河道の一部は、彦根城の外堀として活用され、もと河道であったところは、城下町建設のために埋め立てられて城下町の一部とされた。

当地区をつらぬく道は、城下町の計画的に整備された他の道とは異なり、折れ曲がった形態をとっている。これは、城下町建設のために芹川の旧河道を埋め立てて地割したことに起因し、また、川原町（現在の銀座町、河原

二丁目、三丁目) の地名も善利川の旧河道に由来するものであるとされている。

当地区の成立年代については、「御台所人並御給所御物成高小物成定納開方改出諸事留」によると、川原町が元和4年(1618)以前から開発されていたと伝えられる。また、寛永18年(1641)には芹新町(現在の芹町)が町立てされたとされる。安清村一帯(現在の芹町、河原三丁目、錦町、大東町)については、元和から寛永(1615~1644)にかけての城下町の拡大にともない町が形成されたが、安清村の成立は早く、永禄年間(1558~1570)の景観を描いたとされる「彦根御山絵図」にその名を見ることができる。

明治期の河原町、芹町の様子は、明治7年(1874)作製の「地券取調総絵図」から知ることができる。地券取調総絵図では、外堀の埋め立てが始まっていたが、町割りに大きな変化はない。ただし、安清町(現在の河原一丁目、三丁目)については、町の南端部の東側の町家が細分され奥行きも深くなっている。さらに、芹新町は、江戸時代後期に描かれた「御城下惣絵図」の整然とした町割りとは異なり、自然発生的な字界などを利用した町割りとなっている。

大正から昭和にかけて、彦根に絹糸工場が建設されたことから、繭をあつかう者が安清町や芹新町に現れ、新たな業種をとりこみ市内の主要な商業地域として発展した。また、毎年11月下旬の数日間、旧城下町の古いまちなみを残す各商店街が、それぞれの趣向を凝らしてゑびす講と称する大売出しを行っている。これは100年近い歴史をもつ催しで、各商店が1年間の商売を感謝して始めたものである。かつては彦根のゑびす講は日本一と言われるほどの賑わいをみせ、琵琶湖の対岸からも船を出して買い物客が大勢やってきたと伝えられる。

昭和36年(1961)には、久左の辻と呼ばれる四つ辻から西側の川原町の一部(現在の銀座町)が、彦根市防災建築街区造成事業四ヵ年計画に基づく防災建築に着手することとなった。この事業によって、久左の辻から西側にあった伝統的なまちなみは姿を消し、道幅は16mに拡幅され、階高をそろえた4階建てのビルの建ちならぶ商店街へと変貌した。久左の辻から東側の当地区は、この事業から外れたことで伝統的なまちなみが残された。

昭和44年(1969)には、市街地が住居表示に変更されたことから、それまでの各町域が大きく変更された。新たな町名については、川原町の一部、上川原町、安清町は、現在の河原一丁目、二丁目、三丁目となり、芹新町と芹川村の一部が芹町とされ、旧来の町割りによる地域間の繋がりは、新たな区域による自治会組織へと変化した。

④ 保存地区の現況

当地区は、城下町と中山道を繋ぐかつての脇街道である表通りと、表通りから交差する小路によって構成されている。天保7年(1836)に画かれた「御城下惣絵図」と比較すると、現在の屈曲した表通りの形態は江戸期のままであるといえる。また、現在の河原一丁目・三丁目と芹町の境界をはしる道路が拡幅されていることを除けば、表通りから交差する小路についても往時のままである。また、現在の宅地割についても、その多くが間口に対して奥行きがある。しかし、場所によっては不整形な宅地割となっているものの「御城下惣絵図」の町割りと比較しても大きく変化していない。

現在も商売を生業としている家が多く、江戸時代以来の歴史的建造物に住まい、昔ながらの糀屋・魚屋・酒屋などの商いが営まれている。これらの建物は、昭和期(戦前)までに建てられており、当地区全体の約45%、表通り沿いの建物に限定すれば約51%を占めている。この建築年代の内訳は、江戸期約25%、明治期約8%、大正期約7%、昭和期(戦前)約11%となっており、伝統的な建物が多いといえる。

当地区的まちなみは、表通りに面して主屋がならび、切妻造で平入り形式の建物が多く、これらによりまちなみの景観を形成している。また、主屋の奥には土蔵が建てられているが通りから見えない。しかし、通りと交差する小路に入ると見ることができるため、地区において重要な景観構成の要素として挙げられる。

⑤ 保存地区の町割

江戸後期の河原町・芹町の様子は、天保7年(1836)に作製された「御城下惣絵図」に見ることができる。この図では当地区をつらぬく道沿いに、大雲寺と妙源寺を除き町家が軒を連ねている。町家の敷地は、基本的に矩形に描かれている。しかし、表通りが少しずつ屈曲するため台形状の敷地も点在する。敷地の奥行きは町によって異なり、川原町で約14間、安清町で12~14間、芹新町では8間と城下から離れるに従って短くなる。なお、川原町、上川原町の裏手には足軽屋敷と町家がならび、安清町の裏手には家老クラスの下屋敷と足軽屋敷がならぶ。芹新町の西側の敷地の裏手は武士の下屋敷や百姓家、寺があるが、東側の裏手に建物は描かれておらず、ここが城下の縁辺部であったと考えられる。

明治期になると、彦根城の外堀の埋め立てが始まっている。しかし、川原町の町割りについては大きな変化がないことを明治7年(1874)作製の地

券取調総絵図から読み取ることが出来る。また、安清町は、町の一部で町家が細分されたがまちなみとしての形態を良く残している。さらに芹新町は、江戸時代後期に描かれた「御城下惣絵図」の整然とした町割りとは異なる。これは「御城下惣絵図」の作成時にまちなみの表だけ実測して画一的に描かれた可能性が高いと考えられる。このため、自然発生的な字界などを利用した町割りは往時と変化していないことから考えるとまちなみとしての形態を良く残している。

⑥ 保存地区の特徴

河原町・芹町のまちなみは、城下町の開発が縁辺部におよび、既存の通りに沿って展開したまちなみで、通りも自然地形に沿うように屈曲している。この屈曲が城下の遠見遮断のための突当りのある景観と異なったまちなみを形成しており、現在も往時の町割りを良く留めている。また、表通りには約18本の小路が取りついている。小路は、表通りと十字路を形成することではなく、いずれもT字路で、表通りに対して突当りの景観を形成している。このような地割に、伝統的な町家が多くを占め、その他には寺、銀行、理髪店、医院などの多様な建物と一体となって、この地区のまちなみ景観が構成されている。

このように地区の表通りに向かいあって建つ町家は、つし2階や高2階の町家が連担していることから、伝統的なまちなみの風情を良く残している。これらの建物の敷地は、間口に対して奥行きが深く、表通りに面して1階部分を半間ほど前面に壁面を出して下屋庇を設けた主屋と、この背面には庭を設け土蔵を配している。土蔵は、敷地の奥に建てられているため、表通りから見ることができない。しかし、表通りを脇に入る小路などからは見ることができる。場所によっては、不整形な敷地もあり、不整形な場所に建つ建物は、敷地に合わせて建てられている建物を見ることができる。地区内に建つつし2階の町家は、袖壁の残る家が多く、連担した屋根と庇が構成する水平方向の軒下空間を垂直方向に分節している。また、緩やかに曲がる通りに沿ってつし2階の町家が並び、落ち着いたまちなみ景観を見せている。

⑦ 伝統的建造物群の特性

保存地区内の建築物の敷地は、間口に対して奥行きが深くなっている。また、敷地割は、表通りの緩やかに屈曲する道とこれに接する小路に合わ

せていることもあり、不整形な地割となっている。このような敷地に建つ建築物は、木造、切妻造、平入り、瓦葺きの町家で、高2階、つし2階がその大半を占める。表通りと小路の角地に面して建つ場合は、入母屋造も見られる。

主屋は、表通りに面して1階部分を半間ほど前面に壁面を出して下屋庇を設けた主屋を配し、主屋背面には庭を介して土蔵を配す。また、敷地の間口は主屋の桁行と一致し、敷地の表口いっぱいを間口とした平入りの町家が建つ。

主屋の平面構成は、大きく3種類に分類され、長屋形式の町家、1列型町家、2列型町家に分類される。また、主屋の平面は、不整形な敷地形状にあわせるように建てられたため、両妻壁は通りに対して直角方向でない平面となっている。長屋形式の町家は、2戸以上の町家の界壁を共有し、1棟とした町家である。この町家は、1戸あたり幅約2間から3間ほどの敷地に「とおりにわ」と1列3室もしくは4室の居室で構成される簡潔な平面構成となっている。1列型町家は、「とおりにわ」に沿って3室ないし4室の居室がならぶ一般的な町家で、間口は3間半から4間のものが多い。2列型町家は、「とおりにわ」に沿って2列3室の居室がならぶ中規模の町家で、「ざしき」のならびの部屋の間口は2間確保され、部屋の奥行きは2間間で構成されている。

これらの外壁は、2階軒裏まで漆喰を塗り込めた大壁造と真壁造に分けられる。多くの町家の一階は改造が多いため、当初の形式が不明な場合が多い。玄関は、引き違い戸とするものが多いが、その中には跳ね上げの大戸を残しているものもある。その他の開口部は、格子が残り、平格子のものや出格子のもの、それら双方を備えているものがある。2階部分は、当初の意匠が残されていることが多く、伝統的意匠によりまちなみを特徴づけている。この2階開口部の形式を大きく分けると、虫籠窓、格子窓、サッシ窓の3つに分けることができる。虫籠窓は、連続窓の形式ではなく単独窓が複数設けられる。格子窓は、木製格子の他に鉄格子のものがある。また、2階には袖壁を備えるものが多く、袖壁全体を塗り込めたものと塗り込めたところに装飾をしたもの、木枠に壁部分のみを塗り込めたものがある。さらに、二階の軒を支える出桁の上に小天井を張り、せがい造とした町家も見られる。

敷地の奥に配される土蔵の屋根形式は、切妻造り、桟瓦葺としている。外壁は、1階の側面は板を張り、2階部分は塗り込めている。出入り口は、妻面に1箇所あり、内側には木製の横引き戸、次に、横引きの土戸、外側には両開きの土戸をそなえている。出入り口付近は、石畳が敷かれている。

保存地区内には伝統的建築物の他に、洋風の意匠を持つ近代建築物もあり、これらは、伝統的建造物の棟高を大きく逸脱せずに、まちなみ景観の構成するひとつの要素となっている。

(2) 内容

保存の内容

本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努めるものとする。なお、保存に関する内容は次のとおりとする。

- ① 保存地区において伝統的建造物群の特性を有していると認められる町家建築等の主屋及び付属屋、土蔵等、社寺建築および近代洋風建築等の各建築物、塀などの工作物を「伝統的建造物」と特定する。
- ② 伝統的建造物の保存については、主としてその外觀を維持するための復原および現状維持を内容とした「修理基準」を定める。別表 1
- ③ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等については次の 2 段階の基準を定める。
 - ア. 保存地区の伝統的景観を維持するための基準として「許可基準」を定める。別表 2
 - イ. 保存地区内の伝統的景観を回復するための基準として「修景基準」を定める。別表 3
- ④ 以上の修理・修景・許可の 3 つの基準を適切に運用することで、保存地区の伝統的なまちなみを維持、回復させていくとともに、これらの活用を図ることで、保存地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- ⑤ 保存地区の歴史的風致を保存するために必要と認められるときは、修

理または修景の各基準に適合した修理、修景事業等に要する経費の一部を補助することができる。

- ⑥ 保存地区の保存のために必要な管理施設や防災施設、環境整備等の整備計画を策定する。
- ⑦ 以上の内容を円滑に遂行するため、彦根市都市建設部都市計画課および彦根市教育委員会（以下「市」という。）、保存地区内の住民等が連携し相互の協力と十分な協議を行い進めることとする。

2. 保存地区における伝統的建造物の特定

(1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

ア. 建築物

伝統的建造物群を構成する建築物は、昭和 20 年(1945)以前に建築されたもので、河原町、芹町地区の伝統的な町家建築の主屋および付属屋、土蔵等の伝統的特性を有するもの、または、伝統的な社寺建築等の諸特性を有しているもの、近代洋風建築の諸特性を有しているものとする。

なお、伝統的建造物は別表 4 に記載する。

イ. その他の工作物

その他の工作物は、昭和 20 年以前に建築されたもので、河原町、芹町地区の伝統的な町家建築物の主屋および付属屋、土蔵、社寺建築等と一体を成すもので、伝統的な工作物の諸特性を有している門または塀等とする。

なお、伝統的建造物のうちその他の工作物は、別表 5 に記載する。

ウ. 伝統的建造物等に係る図面

伝統的建造物の位置及び範囲は、付図 1、2 に記載する。

3. 保存地区内における建築物の保存整備計画

保存地区内には、比較的よく原状を維持した建築物等が多く残っているが、改造や経年による老朽化や破損、あるいは、伝統的まちなみと調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景をおこなうことで、伝統的なまちなみ景観を回復することができる。

このため、保存地区内における建築物および工作物は、地区住民の理解と協力のもと、別に定める修理基準、修景基準、許可基準を適切に運用し、保存地区の伝統的まちなみを維持しつつ、快適な生活環境の確保と防災機能の向上を図り、保存地区の活力向上と伝統的なまちなみ景観の保存と整備を進める。

(1) 伝統的建造物の修理

- ① 伝統的建造物の修理は、主として通常見できる外観を維持するため、別に定める修理基準に基づく修理を行い、保存地区の伝統的景観を継承する。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられている部分については、当該建造物の履歴を調査のうえ、然るべき旧状に復するための修理を行う。

(2) 伝統的建造物以外の建築物の修景

伝統的建造物以外の建築物および工作物の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、主として通常見できる外観について、伝統的建造物群の特性と調和するよう、別に定める修景基準および許可基準に基づき当該工事を行う。

4. 保存地区内における伝統的建造物に係る助成措置等

(1) 経費の補助

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「彦根市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」に基づき、必要な経費の補助を行う。

(2) 技術的支援

保存地区内の伝統的なまちなみの維持、形成のため、修理、修景、復旧

等にかかる専門家による設計相談その他の必要な技術的支援を行うことができる。

5. 保存地区の保存のために必要な管理施設等の整備計画

保存地区の適正管理のため、保存地区内に管理施設や説明板等を整備し、別に定める防災計画に即した防災事業の実施ならびに伝統的なまちなみ景観に調和した環境整備をおこなうことで生活基盤の充実を図り、総合的な住環境の向上を推進する。

(1) 管理施設等

① 管理施設の整備

伝統的なまちなみ景観を活かしたまちづくりの拠点となる管理施設を整備する。管理施設においては、住民相互の情報交換や交流の場としての機能のほかに、観光等で訪れる来訪者への情報発信の場としての機能を持たせる。

② 説明板等の整備

保存地区に対する知識を深めるために必要な標識、説明板および案内板を保存地区内の必要な箇所に整備する。

(2) 防災施設等

① 防災計画の策定

保存地区内の防災体制を強化するため、総合的な防災計画を策定し、各種の災害に対する安全性の確保を図る。

② 防災施設等の整備

防災計画に従い、必要に応じて防災施設を整備するとともに、火災等の早期発見および通報、初期消火が確実となるよう、防火演習や訓練を計画的に実施する。

③ 防災意識の啓発

地震、火災、風水害等の各種災害に対する意識の向上を図るとともに、防災のための啓発を行う。

(3) 環境整備等

① 道路施設等

保存地区内の道路や水路については、表通り、小路共に伝統的なまちなみと調和するよう配慮し計画的な整備に努める。

② 電柱・架線等

保存地区内の電柱、架線等については、歴史的景観を阻害しないよう埋設等の整備に努める。

③ 電灯・街路灯等

保存地区内の電灯、街路灯等については、伝統的なまちなみと調和するよう各所有者が積極的に修景を図れるように技術的な支援および誘導に努める。

④ 駐車施設

保存地区内にある駐車場については、建築物や塀等による修景を促進する。また、居住者の所有する自家用車の駐車場についても、通常望見できる範囲以外に設けるなど工夫に努める。

⑤ 屋外設備等

道路沿いに面した看板、アンテナ、空調設備等の設置については、保存地区の歴史的景観を損なわないよう整備および誘導に努める。

⑥ 空地等

保存地区にある空地については、各土地所有者へ建築物や塀等による積極的な修景が図れるように技術的な支援および誘導に努める。

(4) 周辺地区との連携

保存地区の周辺においても伝統的な建築様式による町家や土蔵、社寺が多数点在し、城下町としての歴史的風致を形成していることから、これらのなかでも、歴史的価値の高いものについては、文化財指定や登録有形文化財制度による保存を推進する。さらに、周辺地域一帯において景観法に基づく景観計画と併せて、保存地区と調和のとれた歴史的景観を活かしたまちづくりの推進を図る。

修理基準

別表 1

建築物 外部意匠	位置 高さ 構造 <table border="1"> <tr><td></td><td>形式</td></tr> <tr><td>屋根</td><td>勾配</td></tr> <tr><td>・</td><td>材料</td></tr> <tr><td>庇</td><td>軒</td></tr> <tr><td></td><td>樋</td></tr> <tr><td></td><td>外壁</td></tr> <tr><td></td><td>開口部</td></tr> <tr><td></td><td>基礎</td></tr> <tr><td></td><td>色彩</td></tr> </table>		形式	屋根	勾配	・	材料	庇	軒		樋		外壁		開口部		基礎		色彩	建築物の履歴を調査のうえ、現状維持または、然るべき旧状に修理する。
	形式																			
屋根	勾配																			
・	材料																			
庇	軒																			
	樋																			
	外壁																			
	開口部																			
	基礎																			
	色彩																			
工作物	埠	履歴を調査のうえ、現状維持または、然るべき旧状に修理する。																		

許可基準

別表 2

	位 置	原則として、通りに面する建築物はまちなみの壁面線に揃え、周囲の伝統的建造物との調和を図る。
	高 さ	原則として、2階建以下とし、軒高は周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	構 造	原則として、主構造は木造とする。
建 築 物 外 部 意 匠	形式	原則として、切妻屋根とする。 1階と2階の分節には伝統的建造物と調和した庇を設ける。
	棟向き	原則として、平入りとする。
	勾配	伝統的まちなみとの調和を図る。
	材料	桟瓦(いぶし銀)あるいは同等の質感および色調を持つ材料を使用する。
	軒・庇	軒、庇の出、高さは周辺の伝統的建造物に合わせ、伝統的まちなみとの調和を図る。
	樋	伝統的まちなみを損なわないものとする。
	外 壁	伝統的まちなみを損なわないものとする。
	開口部	原則として、通りから望見できる箇所にある建具は引き違いとし、伝統的まちなみを損なわないものとする。
	基 礎	伝統的まちなみを損なわないものとする。
	色彩	伝統的まちなみと調和した色彩とする。
	屋外広告物	伝統的まちなみを損なわないものとする。
	設備機器等	原則として、設備機器等は通常望見できない場所に設置する。
工 作 物	門、塀等	伝統的まちなみと調和したものとする。
	車庫・駐車場	車庫を設ける場合は、原則として建築物の許可基準に従うこと。 駐車場を設ける場合は、壁面線上に許可基準もしくは修景基準に定める伝統的様式を持つ塀を設置し、伝統的まちなみを損なわないよう配慮すること。
	土地の形質の変更	変更後の状態が伝統的まちなみを損なわないものとする。 空地が生じた場合は、伝統的まちなみを損なうことがないよう周囲との調和を図る。

修景基準

別表 3

建築物 外 部 意 匠	位置	通りに面する建築物は、伝統的まちなみの壁面線に従い、まちなみの一体性と連続性を保つ。
	高さ	原則として、2階建以下とし、軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。
	構造	原則として、主構造は木造とする。
	形式	原則として、切妻屋根とする。 1階と2階の分節には伝統的建造物と調和した庇を設ける。
	棟向き	平入りとする。
	勾配	伝統的まちなみと調和させる。
	材料	桟瓦(いぶし銀)を使用する。軒先瓦には一文字瓦を使用することができる。
	軒	軒、庇の出、高さは周辺の伝統的建造物に合わせ、伝統的まちなみと調和させる。
	樋	銅製またはこれに類するものを使用する。
	外壁	外壁は土壁、漆喰等の伝統的な材料で仕上げる。腰板張りは、竪羽目板張りまたは熊子下見板張りとし、周辺の伝統的建造物と調和させる。
工作物	開口部	位置、形態及び仕上げは、伝統的様式に則ったものとする。 通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製引き違いとする。
	基礎	基礎立ち上がり部分が見えないようにする。
	色彩	材質を活かした色彩とし、着色する場合は、周辺の伝統的まちなみと調和した色彩とする。
	屋外広告物	屋外広告物は必要最小限とし、周辺の伝統的まちなみと調和したものとする。自家用以外の広告物は設けない。本体は木製とする。
工作物	設備機器等	原則として、設備機器等は通常望見できない場所に設置する。
	塀	伝統的建造物の特性に合った位置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。

保存地区の区域図

別図 1

市立佐和山小学校

ひこね芦川駅

河原三丁目

河原二丁目

河原一丁目

河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区

保存地区計画線

道路境界から10m

道路境界

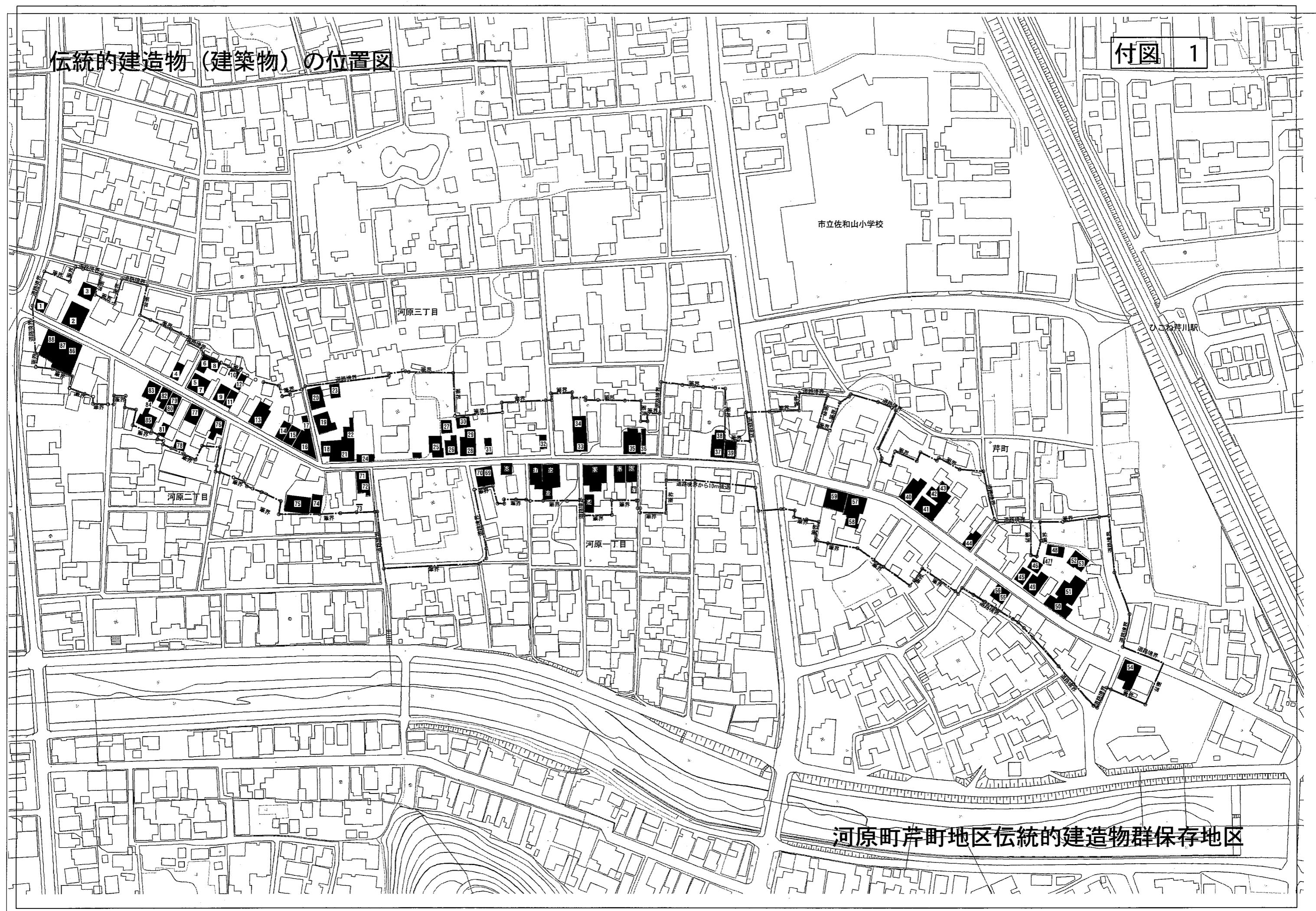
伝統的建造物（建築物）の位置図

付図 1

市立佐和山小学校

ひこね芦川駅

河原町芦町地区伝統的建造物群保存地区



伝統的建造物（工作物）の位置図

付図

2

市立佐和山小学校

ひがね芦川駅

河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区

河原三丁目

河原二丁目

河原一丁目

芹町

1

2

3

道路境界から10m後退

道路境界

道路境界